

J R 芸備線の再構築協議会設置に係る意見聴取への回答について

1 要旨・目的

国土交通省中国運輸局から通知のあった、J R 芸備線の再構築協議会設置に係る意見聴取への回答について報告する。

2 現状・背景（経緯）

- ・ 令和 5 年 4 月 21 日 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決、成立した。
- ・ 令和 5 年 10 月 1 日 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行した。
- ・ 令和 5 年 10 月 3 日 J R 西日本から、国土交通省中国運輸局に対し、「再構築協議会の組織に関する要請」が提出された。
- ・ 令和 5 年 10 月 13 日 国土交通省中国運輸局から、要請区間に係る自治体に対し、「再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施について」が通知された。
- ・ 令和 5 年 11 月 27 日 同自治体から、国土交通省中国運輸局に対し、意見を回答した。

3 概要

(1) 国土交通省中国運輸局の「再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施について」に対する自治体の回答内容について

ア 意見聴取の根拠 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 29 条の 3 第 4 項

イ 回答自治体

広島県、庄原市、岡山県、新見市

ウ 本県の回答内容

- 再構築協議会での協議に参加することを回答
- その他意見として、次のとおり回答

- ・ 議論に当たっては、一部区間だけでなく、広域的な観点から、芸備線と沿線地域の活性化を含めた幅広い議論がされるべきと考えており、庄原市以外の全沿線市とも、芸備線の広域的な取組について議論ができるよう、引き続き調整する必要があるため、国においてもご協力いただきたい。
- ・ 「内部補助の枠組整理を踏まえた全国的な鉄道ネットワークの方向性」や、J R の代替交通への責任などの「実質的な持続可能性」について、可能な限り早期に整理いただきたい。

(2) 今後の対応

2 県 2 市からの再構築協議会設置に向けた意見が出揃ったことから、今後、本県の庄原市以外の沿線市との調整が行われ、これらの意見を踏まえた上で、再構築協議会の設置が決定されることが想定される。

本県としては、広域的な観点から、芸備線と沿線地域の活性化を含めた幅広い議論が行われるよう、様々な関係者と協力しながら、引き続き取り組む。